

利 用 者 の た め に

1 調査の沿革

我が国は、昭和 25 年世界農林業センサス以降 10 年ごとに国際条約に基づく世界農林業センサス(1960 年からは林業センサスも同時実施)を行うとともに、その中間年には我が国独自の農業センサスを実施している。2005年からは、(これまで) 10 年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして 5 年周期で実施することとなった。2010年世界農林業センサスは、農業が 1 3 回目、林業が 7 回目の調査となる。

沖縄県における農林業センサスは次のとおり実施されており、平成 22 年 2 月に実施された今回センサスは 1 1 回目にあたる。第 3 回目までは琉球政府が独自に行い、第 4 回目以降は復帰に伴い全国一斉に行われている。

第 1 回目	1950 年世界農業センサス(昭和 26 年 2 月実施)
第 2 回目	1965 年農業センサス(昭和 39 年 4 月実施)
第 3 回目	1970 年世界農林業センサス(昭和 46 年 10 月実施)
第 4 回目	1975 年農業センサス(昭和 49 年 12 月実施)
第 5 回目	1980 年世界農林業センサス(昭和 54 年 12 月実施)
第 6 回目	1985 年農業センサス(昭和 59 年 12 月実施)
第 7 回目	1990 年世界農林業センサス(平成元年 12 月実施)
第 8 回目	1995 年農業センサス(平成 6 年 12 月実施)
第 9 回目	2000 年世界農林業センサス(平成 11 年 12 月実施)
第 10 回目	2005 年農林業センサス(平成 16 年 12 月実施)
第 11 回目	2010 年世界農林業センサス(平成 22 年 2 月実施)

2 調査の目的

2010年世界農林業センサス(以下「調査」という。)は、平成22年を調査年とする農林業構造統計(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計)を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関(FAO)の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

3 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定(用語の解説「農林業経営体」参照)に該当するすべての農林業経営体(試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く)を対象とした。

4 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

5 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

6 数値の比較について

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象又は調査方法が異なるため比較する際には、留意する必要がある。

〔農林業経営体調査〕

臨時雇い数 雇用者数	2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい(労働交換)・手伝い」を一括りで把握しているが、2005年農林業センサスでは、それぞれ区分して把握している。 このため、2005年農林業センサスでは、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、2010年世界農林業センサスよりも過大となる可能性がある。
---------------	--

7 利用上の注意

- 1 この結果概要の数値は、概数値である。
- 2 統計数値については、各単位未満を四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- 3 各統計表の増減率、構成比は原数の値により算出している。
- 4 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「 - 」: 事実のないもの
 - 「 」: 負数又は減少したもの
 - 「 X 」: 3未満の調査対象者の集計結果に関する数値であり、個々の情報が漏れる恐れがあるため秘匿したもの、また3以上であっても秘匿箇所が統計表間の差し引きにより読み取れる場合も秘匿したもの